

国土建整第19—2号
平成23年8月4日

(社)全国建設業協会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



公共事業労務費調査（平成23年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、年度当初から適用する公共工事設計労務単価を決定するために毎年10月に実施しており、従来より関係各位のご協力のもと厳正に実施しているところであります。

今年度においても標記調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 平成23年10月調査における改善点等の重要事項

今回の調査における改善点等の重要事項は、以下のとおりとなります。

(1) 保険加入状況の確認

「建設産業の再生と発展のための方策2011」（H23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議）を受け、社会保険加入状況等の実態把握のため、本年度より調査項目の追加・変更及び保険料がわかる資料の提示を受けることとします。

(2) 資格審査の厳格化

技能労働者の技能水準を的確に評価するため、免許等の資格保有が義務付けられている「電工」、「運転手（特殊）」、「運転手（一般）」、「潜水土」及び「交通誘導員A」については、引き続き、免許証等の写しの提示を受けることとします。

(3) 9月の賃金支払い実態の調査

下記38職種の労働者については、標本数を特に確保する必要があると認められることから、10月の調査に加え、10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事している場合も、本調査の対象とし、当該9月分の賃金支払い実態を調査することとします。

造園工、法面工、石工、ブロック工、鉄骨工、塗装工、溶接工、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、高級船員、普通船員、潜水土、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、大工、左官、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具

工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(4) 請負契約による労働者（いわゆる一人親方）に関する説明資料

請負契約による労働者の実態を調査するため、労働者の賃金と経費の分離を確認するための資料等について「公共事業労務費調査の手引き」に説明を記載します。

(5) 棄却のおそれがある標本を提出した事業主への通知

棄却標本の改善に向け、棄却のおそれがある標本を提出した事業主に対し、書類等の不備状況等の主な棄却理由を通知します。

(6) 補足調査の実施

各種分析を実施するため、以下の補足調査を実施します。

- ①資格取得状況
- ②職種の兼務状況
- ③就業地域の状況
- ④職階の状況
- ⑤発注機関別の工事の就労状況
- ⑥基準外手当（割増賃金等）の額
- ⑦不稼働の状況（月給制の労働者の場合のみ）

(7) 調査対象外の労働者

見習・手元等の労働者については、従来どおり、原則として調査対象外となります。また、老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても同様に、調査対象外とします。このため、調査対象企業においては、個々の労働者の技能、年金等の受給状況及び受給に伴う賃金の調整方法等について十分に確認する必要があります。

ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

(8) 有効回答の向上対策等

調査の手引き、調査票様式及び賃金台帳や就業規則等の整備のための参考資料は、国土交通省の労務費調査のホームページから入手することもできます。

2. 説明会及び会場調査の実施等

(1) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

- ・調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・会場調査に先立ち行われる説明会には、下請企業についても出席していただくようお願いいたします。また、元請企業は下請企業への連絡・指導をお願いいたします。
- ・説明会までに、元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いいたします。予め、調査の手引きにて調査内容を確認の上、説明会に出席していただくようお願いいたします。
- ・個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をお願いいたします。（説明会において、個人情報保護法の対応について参考情報の提供をさせていただきます。）

(2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリン

グさせていただきますので、調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

(参考)

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。

事務連絡
平成23年8月4日

関係各位

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

公共事業労務費調査における有効回答の向上対策について(協力依頼)

貴団体におかれましては、公共事業労務費調査についてご協力を頂き、御礼申し上げます。

公共事業労務費調査では建設労働者の賃金を確認するため、労働基準法で調製が義務付けられている賃金台帳や就業規則等を必要な資料として参照しています。

これに関し、近年の労務費調査においてはかなりの調査データが棄却されており、その改善が求められているところですが、その棄却理由は所定労働時間に問題があるというのが最も多く、次いで賃金台帳等の必要な書類の未整備により調査内容が確認できないためとなっています。すなわち、建設労働者を雇用する会社において、依然として週40時間等の法定労働時間についての理解不足で就業規則が過去の法定労働時間のままであるケースや、賃金台帳や就業規則等が未整備といったケースがかなり見られ、これらの会社の調査データは集計対象に含めることができません。

今般、これらの問題を解決するため、次のような方策を講じる必要があると考えており、関係する団体や企業等への周知につき、特段のご協力をお願いします。

(周知対象となる者)

労務費調査の対象となる可能性のある会社や個人

(周知内容)

関係各位が実施している説明会等において、添付資料に基づき、賃金台帳や就業規則等の様式や作成例を提供していただく。(公共事業労務費調査地方連絡協議会による労務費調査の対象となった企業に対する説明会等でも配付予定)

(期待される周知の効果)

調査対象者において、賃金台帳等が未整備であれば早急な整備を促す。
また、法定労働時間についても現行法令に適合しているかの確認を促すとともに、就業規則等の適切な作成を促す。